

## 青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領

### (趣旨)

第1 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定等について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示1412号。以下「基本方針」という。）及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和5年6月30日付け5環バ124号。以下「ガイドライン」という。）並びに「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施計画の申請)

第2 法第19条第1項の規定により実施計画の認定を受けようとする農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者」という。）は、実施計画（別記様式1号）を作成し、その他必要な書類とともに申請書（別記様式2号）に添付して、農林漁業者の居住地を所管する地域県民局長に提出することにより、同項の申請を行うものとする。

2 地域県民局長は、申請された実施計画において、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第2条3項に規定する食品等の流通の合理化が含まれるときは、農林水産部長に進達する。この場合において、農林水産部長は、法第19条第6項の規定により東北農政局長に協議し、その結果を地域県民局長に通知する。

### (実施計画の認定)

第3 地域県民局長は、申請された実施計画について、法、規則、基本指針及びガイドライン並びに県基本計画に即して審査を行い、認定することが適当と判断されるときは、当該実施計画を認定するものとする。

2 地域県民局長は、実施計画を認定したときは、別記様式3号により当該申請者に通知するものとする。

3 地域県民局長は、実施計画を認定したときは、別記様式4号により関係する市町村長に通知するものとする。

4 地域県民局長は、申請された実施計画について認定することが適当ではないと判断したときは、別記様式5号により、認定をしない理由を記載の上、当該申請者に通知するものとする。

#### **(実施計画の変更)**

- 第4 認定を受けた農林漁業者が、法第20条第1項の規定により当該認定に係る実施計画について変更をしようとするときは、規則第9条第2項の規定に基づき、変更後の実施計画を作成し、変更申請書（別記様式6号）に変更後の実施計画、変更前の実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式7号）を添付した上で、農林漁業者の所在地を所管する地域県民局長に提出するものとする。
- 2 実施計画の変更の認定に係る手続は、第3に準ずる。
  - 3 認定を受けた農林漁業者が、法第20条第2項の規定により軽微な変更をしたときは、実施計画の軽微な変更に係る届出書（別記様式8号）を地域県民局長に提出するものとする。

#### **(認定の取消し)**

- 第5 地域県民局長は、法第20条第3項の規定に基づき実施計画の認定を取り消すときは、農林漁業者に別記様式9号により通知するものとする。
- 2 地域県民局長は、実施計画の認定を取り消したときは、関係する市町村長に別記様式10号により通知するものとする。

#### **(実施状況の報告)**

- 第6 地域県民局長は、必要に応じ、認定を受けた農林漁業者に対して実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 報告を求められた農林漁業者は、実施状況報告書（別記様式11号）を作成し、地域県民局長に報告するものとする。

#### **(書類の提出先)**

- 第7 実施計画の認定等に係る書類の提出先は、別表のとおりとする。

#### **(その他)**

- 第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

#### **附 則**

- この要領は、令和5年9月19日から施行する。

(別表 (第7 関係))

| 区分         | 提出先                      |
|------------|--------------------------|
| 農業に関する申請書等 | 地域県民局地域農林水産部農業普及振興室      |
| 林業に関する申請書等 | 地域県民局地域農林水産部林業振興課        |
| 漁業に関する申請書等 | 地域県民局地域農林水産部地方水産事務所水産普及課 |